

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	理容所の使用前の検査	
根拠法令の名称・根拠条項	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2	
基準法令名	理容師法 第12条 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第26条、第27条 吹田市理容師法施行条例（令和元年吹田市条例第41号）第6条	
審査基準	理容師法第12条に規定する措置の基準、理容師法施行規則第26条に規定する清潔保持の措置の基準及び理容師法施行規則第27条に規定する採光、照明及び換気の実施基準並びに吹田市理容師法施行条例第6条に規定する理容所について講ずべき衛生上必要な措置の基準に適合することを基準とする。	
標準処理期間	<p>文書が提出先に到達した日の翌日から10日間          ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等</p>	
所管部室課名	健康医療部衛生管理課	
内訳	名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課
	審議機関	
	経由機関	
	協議機関	
備考		
最終改正年月日	令和2年4月1日	

## 参考

[根拠法令]

《理容師法》

第11条の2 前条第1項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第12条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

[基準法令]

《理容師法》

第12条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 採光、照明及び換気を充分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

《理容師法施行規則》

(清潔保持の措置)

第26条 法第12条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- (1) 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- (2) 洗場は、流水装置とすること。
- (3) ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第27条 法第12条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- (2) 換気 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

《吹田市理容師法施行条例》

(理容所について講すべき衛生上必要な措置)

第6条 法第12条第4号の条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所及び住居その他の理容所以外の施設（美容所を除く。）を同一の建物に設けるときは、理容所と当該理容所以外の施設とを分けること。
- (2) 待合場所を設け、理容を行う場所（以下「作業場所」という。）と分けること。
- (3) 作業場所及び待合場所の床面積の合計は、理容を受ける客が座る席の数が3席以下である理容所にあっては13平方メートル以上とし、3席を超える理容所にあっては13平方メートルに3席を超える1席ごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (4) 理容所及び美容所を同一の建物に設けるときは、理容所の作業場所及び待合場所と美容所の美容を行う場所及び待合場所とを分けること。ただし、理容所について美容師法第13条各号に掲げる全ての措置を講じ、かつ、理容所において理容を行う全ての者が美容師の資格を併せて有する者である場合は、この限りでない。
- (5) 皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するための設備を設けること。
- (6) 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。